

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 4月22日

津地方裁判所四日市支部

裁判所書記官 大 倉 康 彦

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 5月 7日 午前 9時00分から 令和 8年 5月14日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 5月20日 午前10時00分 場 所 津地方裁判所四日市支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月 8日 午前 9時40分 場 所 津地方裁判所四日市支部
特別売却 実施期間	令和 8年 6月 3日 午後 1時00分から 令和 8年 6月 3日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 4月22日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

1 所 在 いなべ市大安町丹生川中字田尻
地 番 1008番1
地 目 宅地
地 積 111.65平方メートル

2 所 在 いなべ市大安町丹生川中字田尻
地 番 1008番5
地 目 宅地
地 積 111.60平方メートル

3 所 在 いなべ市大安町丹生川中字田尻
地 番 1008番6
地 目 公衆用道路
地 積 46平方メートル

持分10000分の1034

4 所 在 いなべ市大安町丹生川中字田尻
地 番 1008番7
地 目 公衆用道路
地 積 42平方メートル

持分10000分の1034

5 所 在 いなべ市大安町丹生川中字田尻1008番地1
家屋 番号 1008番1



物 件 目 録

種 類	居宅
構 造	木造スレート葺2階建
床 面 積	1階 26.49平方メートル 2階 28.15平方メートル



物件明細書

令和 8年 3月30日

津地方裁判所四日市支部

裁判所書記官 大倉 康彦

-
- 1 不動産の表示
【物件番号1～5】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1～5】
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号5】
本件所有者が占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載したものですので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 いなべ市大安町丹生川中字田尻
地 番 1008番1
地 目 宅地
地 積 111.65平方メートル

所有者 A

2 所 在 いなべ市大安町丹生川中字田尻
地 番 1008番5
地 目 宅地
地 積 111.60平方メートル

所有者 A

3 所 在 いなべ市大安町丹生川中字田尻
地 番 1008番6
地 目 公衆用道路
地 積 46平方メートル

共有者 A 持分10000分の1034

4 所 在 いなべ市大安町丹生川中字田尻
地 番 1008番7
地 目 公衆用道路
地 積 42平方メートル

共有者 A 持分10000分の1034



物 件 目 録

5 所 在 いなべ市大安町丹生川中字田尻1008番地1

家屋 番号 1008番1

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺2階建

床 面 積 1階 26.49平方メートル
2階 28.15平方メートル

所有者 A



令和7年(ケ)第54号
令和8年2月4日受理
令和8年3月12日提出

現況調査報告書

津地方裁判所四日市支部

執行官 野 添 学

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 いなべ市大安町丹生川中字田尻
地 番 1008番1
地 目 宅地
地 積 111.65平方メートル

所有者 A

2 所 在 いなべ市大安町丹生川中字田尻
地 番 1008番5
地 目 宅地
地 積 111.60平方メートル

所有者 A

3 所 在 いなべ市大安町丹生川中字田尻
地 番 1008番6
地 目 公衆用道路
地 積 46平方メートル

共有者 A 持分10000分の1034

4 所 在 いなべ市大安町丹生川中字田尻
地 番 1008番7
地 目 公衆用道路
地 積 42平方メートル

共有者 A 持分10000分の1034

物 件 目 録

5 所 在 いなべ市大安町丹生川中字田尻1008番地1

家屋 番号 1008番1

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺2階建

床 面 積 1階 26.49平方メートル
2階 28.15平方メートル

所有者 A

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者)	<ol style="list-style-type: none">1 本件物件所在地には私が一人で居住しています。他に占有者はありませんし、本件物件につき第三者との間に何らの貸借関係もありません。2 本件建物につき、雨漏りしているような大きな不具合箇所はありませんが、屋根の南西側の側面を保護していたトタンが外れて落下してしまっています。3 敷地内に駐車してある車両は私が所有する車です。4 踏切が近く、列車が通過する際や遮断機が降りる際の音が結構うるさいです。5 本件建物の2階洋室に梁を渡してありますが、その部分は床を敷けばロフトにすることができるようになっています(写真⑥参照)。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5枚目)

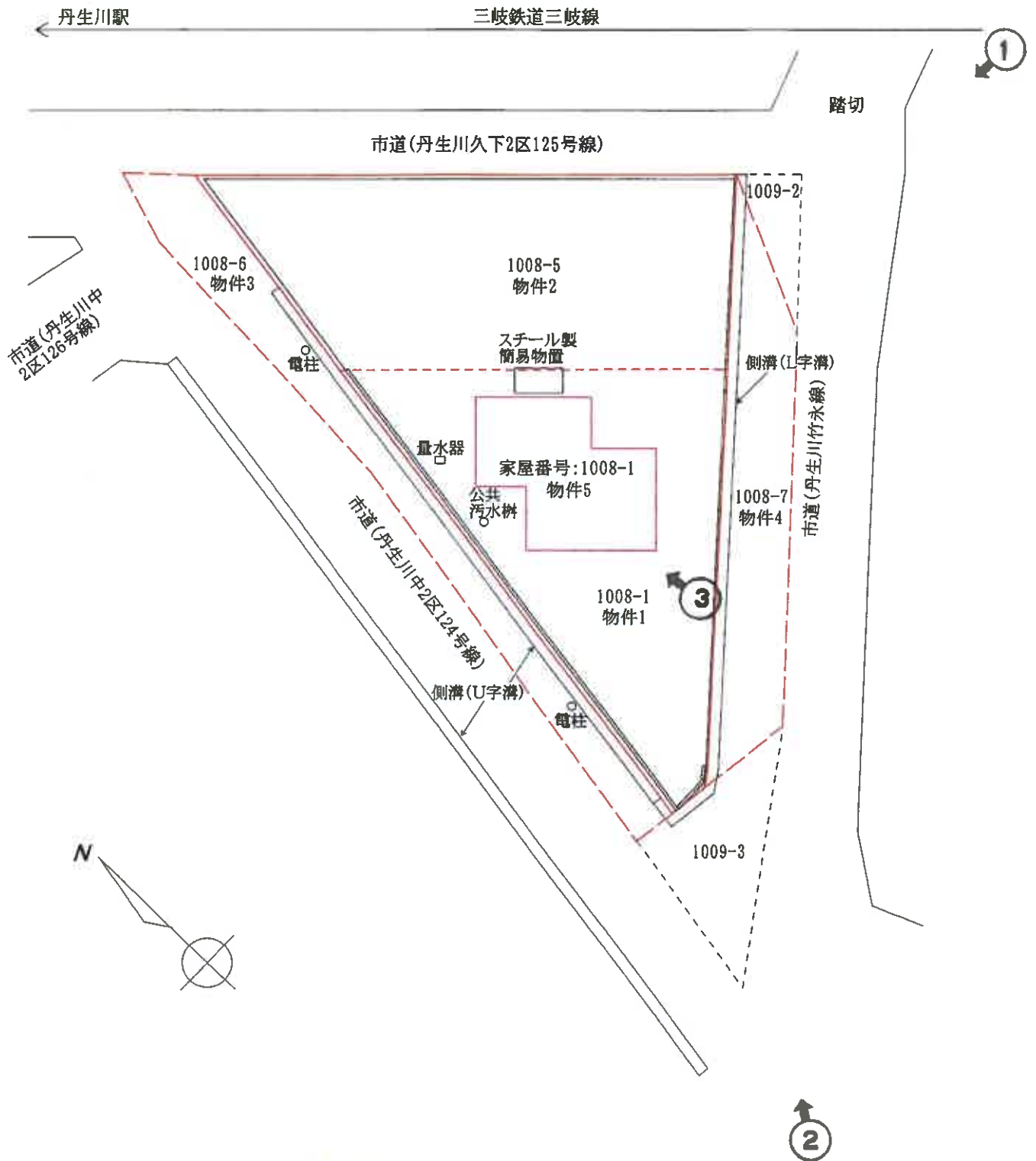
執行官の意見

- 1 本件土地建物の凡その位置関係は、本報告書添付の土地建物位置関係図記載のとおりである。物件5建物は物件1土地上にのみ存在するが、全体としては物件1、2土地が一体的に物件5建物の敷地と庭部分を構成している。一方、物件3、4土地(所有者持分は各10000分の1034)はいずれもいなべ市の市道の一部を構成し、公衆用道路として供されている。
- 2 本件物件の占有関係については、物件の現況及び関係人の陳述を踏まえ、本報告書3枚目及び4枚目記載のとおり認定した。
- 3 本件物件所在地は三岐鉄道三岐線の踏切に近く、現地調査時に列車が通行した際にはその走行音や踏切の音が大きく感じられた。
- 4 関係人の陳述にもあるとおり、物件5建物の屋根の南西端部分の保護材が剥がれており、素地の木材が露出していた(写真③)。
- 5 土地建物位置関係図記載の位置にスチール製簡易物置(約1.5㎡、動産)が存在する。

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
8年 2月 4日 (水) 14:00-14:10	津地方法務局 四日市支局	公図、登記等調査
8年 2月 9日 (月) 14:20-14:35	物件所在地	現場所在確認、外観写真撮影、外構関係調査、通知書差置
8年 2月 18日 (水)	執行官室	所有者宛、現地調査期日通知書及び占有関係に関する照会書面送付
8年 3月 2日 (月) 9:55-10:55	物件所在地	物件立入調査(全室)、写真撮影、所有者から面談聴取、評価人同行
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
<p>(特記事項)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和8年3月2日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(7枚目)

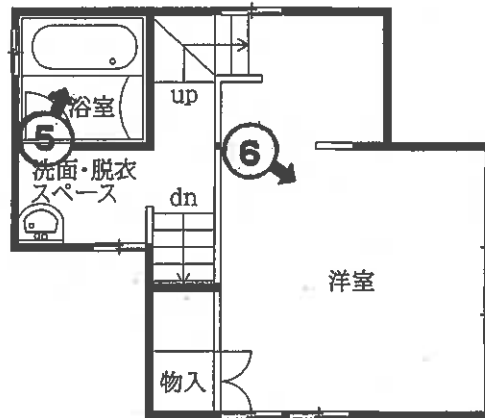
土地建物位置関係図



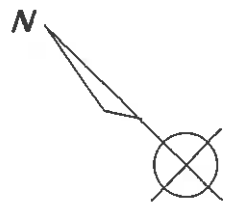
間取図

【物件 5 建物】

2階



1階



←○の印は写真の撮影位置方向番号

①

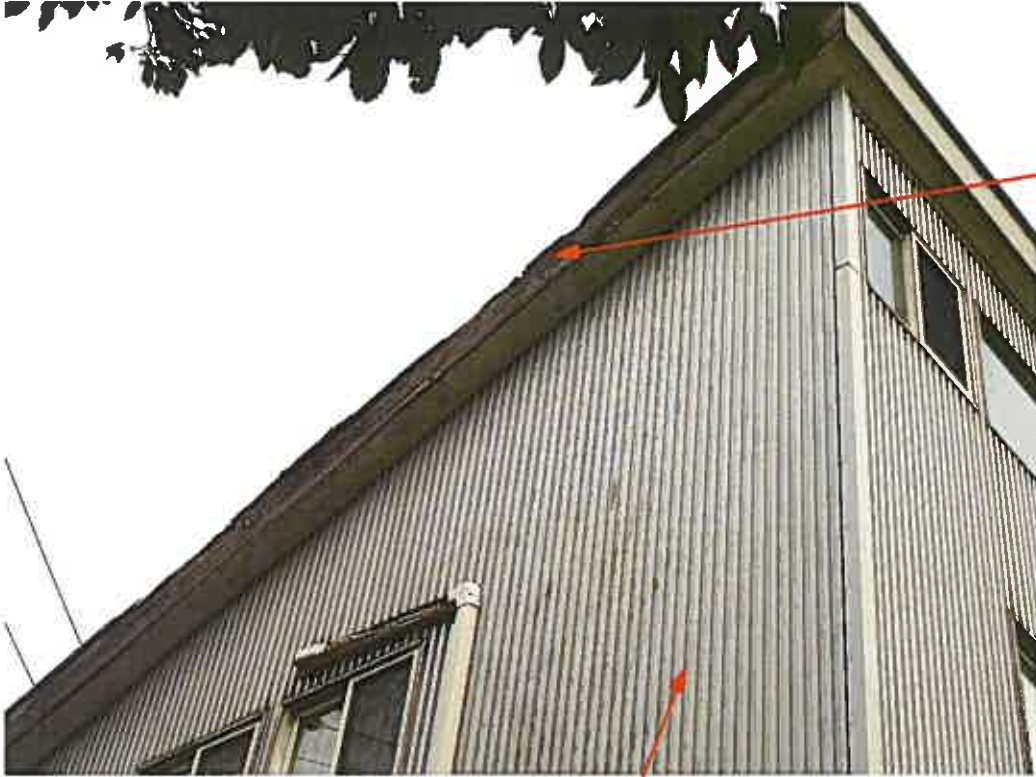


②



(10枚目)

③



屋根側面の
保護材が
剥がれて
いる状況

物件 5 建物

④



写真④～⑥は
物件 5 建物の
内部を撮影

⑤



⑥



梁

(12枚目)

令和 7年 (ケ) 第 54号	
令和 8年 3月 2日	現地調査
令和 8年 3月 23日	評 価

津地方裁判所 四日市支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

榊田 毅 印

第1 評価額

一括価格	
金 1,832,000 円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 520,000 円
物件2 (土地)	金 520,000 円
物件3 (土地)	金 1,000 円
物件4 (土地)	金 1,000 円
物件5 (建物)	金 790,000 円

- 1 一括価格は、物件1～5の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1, 2の内訳価格は物件5のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件5の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。
- 4 物件3, 4の内訳価格は持分(10000分の1034)を対象とした価格である。

* * * 以下余白 * * *

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
従って、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- 5 その他特別の評価条件
 - ・ 特になし。

* * * 以下余白 * * *

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在	いなべ市大安町丹生川中字田尻	—
	地 番	1008番1	—
	地 目	宅地	—
	地 積	111.65㎡	—
	所 有 者	A	—
2	所 在	いなべ市大安町丹生川中字田尻	—
	地 番	1008番5	—
	地 目	宅地	—
	地 積	111.60㎡	—
	所 有 者	A	—
3	所 在	いなべ市大安町丹生川中字田尻	—
	地 番	1008番6	—
	地 目	公衆用道路	—
	地 積	46㎡	—
	共 有 者	A 持分10000分の1034	※特記事項参照
4	所 在	いなべ市大安町丹生川中字田尻	—
	地 番	1008番7	—
	地 目	公衆用道路	—
	地 積	42㎡	—
	共 有 者	A 持分10000分の1034	※特記事項参照

(次ページに続く)

番 号	所 在 等	登 記	現 況
5	所 在	いなべ市大安町丹生川中字田尻 1008番地1	—
	家 屋 番 号	1008番1	—
	種 類	居宅	—
	構 造	木造スレート葺2階建	—
	床 面 積	1階 26.49m ² 2階 28.15m ² 延 54.64m ²	—
	所 有 者	A	—
番 号	特 記 事 項		
3, 4	共 有 者	登記記録によると、物件3, 4は個人12名, 法人3名の計15名による共有名義になっており, このうちのAの共有持分全部(10000分の1034)が売却対象である。	

* * * 以下余白 * * *

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1～4）

※ 以下、物件5の敷地である物件1, 2に関する事項を中心に述べ、共有の公衆用道路である物件3, 4に関する事項を適宜補足する。

位置・交通	三岐鉄道三岐線「丹生川」駅 南東方・直線距離 約140m (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	周辺には農地が広がり、保育園や事業所等も介在する中に農家住宅や一般住宅が見られる駅に近い住宅地域である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	都市計画区域(非線引)
	用途地域	指定無
	指定建ぺい率	60%
	指定容積率	200%
	防火規制	防火・準防火地域の指定無
	その他の規制	—
画地条件	<ul style="list-style-type: none"> ・地積:223.25㎡(物件1, 2の各登記数量合計) ・形状:不整形 ・間口(南東側道路沿い):約21.5m, 最長奥行:約19m ・地勢:ほぼ平坦 	
接面道路	<ul style="list-style-type: none"> ・南東側幅員約5.4m～約6m(種別:市道「丹生川竹永線」), 舗装有, 路面からほぼ等高ないし約0.6m高い ※建築基準法第42条1項1号道路に該当する。 ※当該道路の一部が物件4に該当する。 ・西側幅員約4.8m(種別:市道「丹生川中2区124号線」), 舗装有, 路面からほぼ等高ないし約0.6m高い ※建築基準法第42条1項1号道路に該当する。 ※当該道路の一部が物件3に該当する。 ・北東側幅員約2.3m(種別:市道「丹生川久下2区125号線」), 舗装有, 路面からほぼ等高ないし若干高い ※建築基準法上の道路に該当しない。 	
土地の利用状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・物件1, 2は一体となって物件5の敷地(庭スペースを含む)の用に供されており, 又, 物件3, 4は市道の一部を構成し, 一般の通行の用に供されている。 	
供給処理施設 (注)	上水道	有
	ガス配管	無
	下水道	有
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・北東側道路を介した向かい側に三岐鉄道三岐線が走っており, 列車の走行音や近くの踏切の音が大きく感じられた。 	

(特記事項は次ページに続く)

特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前記のとおり、物件3、4については複数の個人、法人による共有名義になっているが、本件関連の地積測量図及び建物図面との照合によると、物件4が南東側市道、物件3が西側市道のそれぞれ一部を構成しているものと把握される。なお、当該市道は、いなべ市が管理しているとのことである。 ・ いなべ市が公開している遺跡情報によると、本件土地のすぐ西側の一帯は、周知の埋蔵文化財包蔵地である「中貝戸遺跡」の指定を受けているが、本件土地に関してはこれから外れており、又、他の遺跡の範囲にも該当していない。 ・ 本件土地に関して土壌汚染の端緒を示すものは特に見当たらなかったが、実地調査は行っていないため、正確なところは不明である。 ・ 敷地南西角近くに大きな木が1本生えており、又、敷地北東側のスペースには細い木が複数本生えている。 ・ 本件土地上にスチール製簡易物置(約1.5m²、動産)の存置が認められた。
---------	---

(注) 供給処理施設の「有」、「無」の基準については、以下のとおり。

※「有」: 該当施設の本管から、目的土地内への引き込みがなされている。

※「無」: 該当施設の本管から、目的土地内への引き込みがなされていない。

* * * 以下余白 * * *

2 建物の概況及び利用状況 (物件5)

区 分	主たる建物	
建築時期及び	建築年月日(登記記録)	平成14年12月10日新築
経済的残存	経過年数	24年
耐用年数	経済的残存耐用年数	1年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	スレート葺
	外 壁	亜鉛メッキ鋼板
	内 壁	ビニールクロス等
	天 井	ビニールクロス, 木板等
	床	フローリング, クッションフロア等
	設 備	台所, 浴室, 便所等
	そ の 他	—
床面積(現況)	1階 26.49㎡ 2階 28.15㎡ 延 54.64㎡	
現況用途等	現況用途	居宅
	間取り	1LDK
品 等	やや劣る	
保守管理の状態	やや劣る	
建物の利用状況	現況調査報告書に記載のとおり	
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1階がLDK, 2階が居室1部屋で構成されている小住宅である。 ・ 水回りについては, 1階に台所及び便所, 2階に浴室及び洗面がそれぞれ設けられている。 ・ 屋根の南西隅部分の保護材が剥がれているのを確認した。 	

* * * 以下余白 * * *

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

①-a 建付地価格 (物件1, 2)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/m ²) ア	個別格差 イ	地積 (m ²) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	12,700	0.98	111.65	0.90	1,250,000
2	12,700	0.98	111.60	0.90	1,250,000
合計			223.25		2,500,000

※万円未満切捨

ア 標準画地価格・・・別紙「標準画地価格決定表」参照

イ 個別格差・・・0.98 (下記各条件の相乗積) ※小数点第3位四捨五入

街路条件:幅員 1.03

交通・接近条件:駅への接近性 1.01

環境条件:鉄道の線路及び踏切に近い 0.95

画地条件(相乗積):三方路(+3), 規模(一般住宅地的な要素を加味)(+10), 方位(+5), 形状(-15)

小計(1.03×1.10×1.05×0.85=1.01)

行政的条件:格差なし 1.00

その他条件:敷地北東側を中心に荒れた観あり 0.98

ウ 地 積・・・登記数量による。

エ 建付減価・・・本件建物の築年数や機能性等を勘案のうえ、当減価を反映させた。

①-b 更地価格 (物件3, 4)

目的土地の更地価格を次のとおり求めた。なお、各物件の更地価格については最終的に備忘価格相当の1,000円とした。

物件 番号	標準画地価格 (円/m ²) ア	個別格差 イ	地積 (m ²) ウ	持分割合 エ	更地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
3	12,700	0.01	46	1034/10000	600≒1,000 (備忘価格)
4	12,700	0.01	42	1034/10000	550≒1,000 (備忘価格)

※十円未満切捨

(次ページに続く)

- ア 標準画地価格・・・別紙「標準画地価格決定表」参照
- イ 個別格差・・・・・・・・0.01
画地条件:公衆用道路としての道路減価 0.01
- ウ 地 積・・・・・・・・登記数量による。
- エ 持分割合・・・・・・・・持分10000分の1034

② 建物価格（物件5）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/m ²) ア	現況延床面積 (m ²) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ=エ
5	210,000	54.64	0.05	570,000

※万円未満切捨

- ア 再調達原価・・・・・・・・小住宅で割高となる点に留意した。
- ウ 現価率・・・・・・・・耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた。

$$\text{現価率} = \left\{ \text{残価率} 0.05 + (1 - 0.05) \times \frac{1 \langle \text{注1} \rangle}{(24 \langle \text{注2} \rangle + 1 \langle \text{注1} \rangle)} \right\} \times (1 - 0.45) = 0.05$$

観察減価率<注3>
※小数点第3位四捨五入

〈注1〉 経済的残存耐用年数, 〈注2〉 経過年数

〈注3〉 観察減価率・・・再入居に際しての手入れ等の必要性, 規模・間取り等の機能性, 周辺環境等を総合的に考慮した。

* * * 以下余白 * * *

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地(物件1, 2)については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
		イ		
1	1,250,000	0.30	法定地上権	380,000
2	1,250,000	0.30	法定地上権	380,000
合計				760,000

※万円未満四捨五入

イ 土地利用権等割合:土地利用権等を法定地上権と判断し、その割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格(円) (1①-a, bオ) (1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額(円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	1,250,000	- 380,000	/	1.00	0.60	520,000
2	1,250,000	- 380,000	/	1.00	0.60	520,000
3	1,000	/	—	1.00	0.60	1,000 (備忘価格)
4	1,000	/	—	1.00	0.60	1,000 (備忘価格)
5	570,000	+ 760,000	—	1.00	0.60	790,000
一 括 価 格 (合 計)						1,832,000

※万円未満切捨

ウ 占有減価修正・・・—

エ 市場性修正・・・農家集落的環境下における小規模中古一般住宅で広範な需要が期待し難い面はあるものの、総額的には抑えられていることでもあり、市場性の観点からの減価は不要と判断した。

オ 競売市場修正・・・第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 附属資料

- ・位置図
- ・公図写し(法務局備付図面に基づく)
- ・地積測量図写し(同上)
- ・建物図面写し並びに各階平面図写し(同上)
- ・間取図
- ・配置図

以上

標準画地価格決定表

(1) 標準画地の概要

※幅員約4m舗装市道沿い、規模約500㎡の整形地(物件からは南方にやや離れた所に、
 接面方位北向きの中間画地を想定)

(2) 地価調査価格：いなべー7

所 在 :いなべ市大安町丹生川久下字保西1478番3
 価 格 :15,800円/㎡
 位 置 :三岐鉄道三岐線「丹生川」駅の東方 道路距離約350m
 価 格 時 点 :令和7年7月1日
 地 積 :614㎡
 供給処理施設 :水道, 下水
 接 面 街 路 :東側幅員4m市道に接面
 用途指定等 :都市計画区域(非線引) 用途地域指定無(建ぺい率60%, 容積率
 200%)
 地 域 の 概 要 :店舗, 学校, 郵便局等の整備された駅に近い農家住宅地域

(3) 地価調査価格を規準とした価格

価 格 時 点 年 月 日	価 格 円/㎡ ア	時 点 修 正 イ	標 準 化 補 正 ウ	地 域 要 因 エ	規 準 と し た 価 格 円/㎡ ア×イ×ウ×エ
令和7年7月1日	15,800	$\times \frac{99.6}{100}$	$\times \frac{100}{103}$	$\times \frac{100}{120}$	= 12,700

※百円未満切捨

ウ 主たる標準化補正内訳・・・103 (方位+3)

エ 主たる地域要因内訳・・・120 (環境条件等の格差を考慮した)

(4) 標準価格の決定

標準画地の価格は、(3)で求めた価格との均衡及び近時の地価動向の特徴等を総合的に勘案し、12,700円/㎡と決定した。

○ 標準価格 12,700円/㎡

位置図



物件1~5

長岡市

S=1/25000

国土地理院発行・地形図

位置図

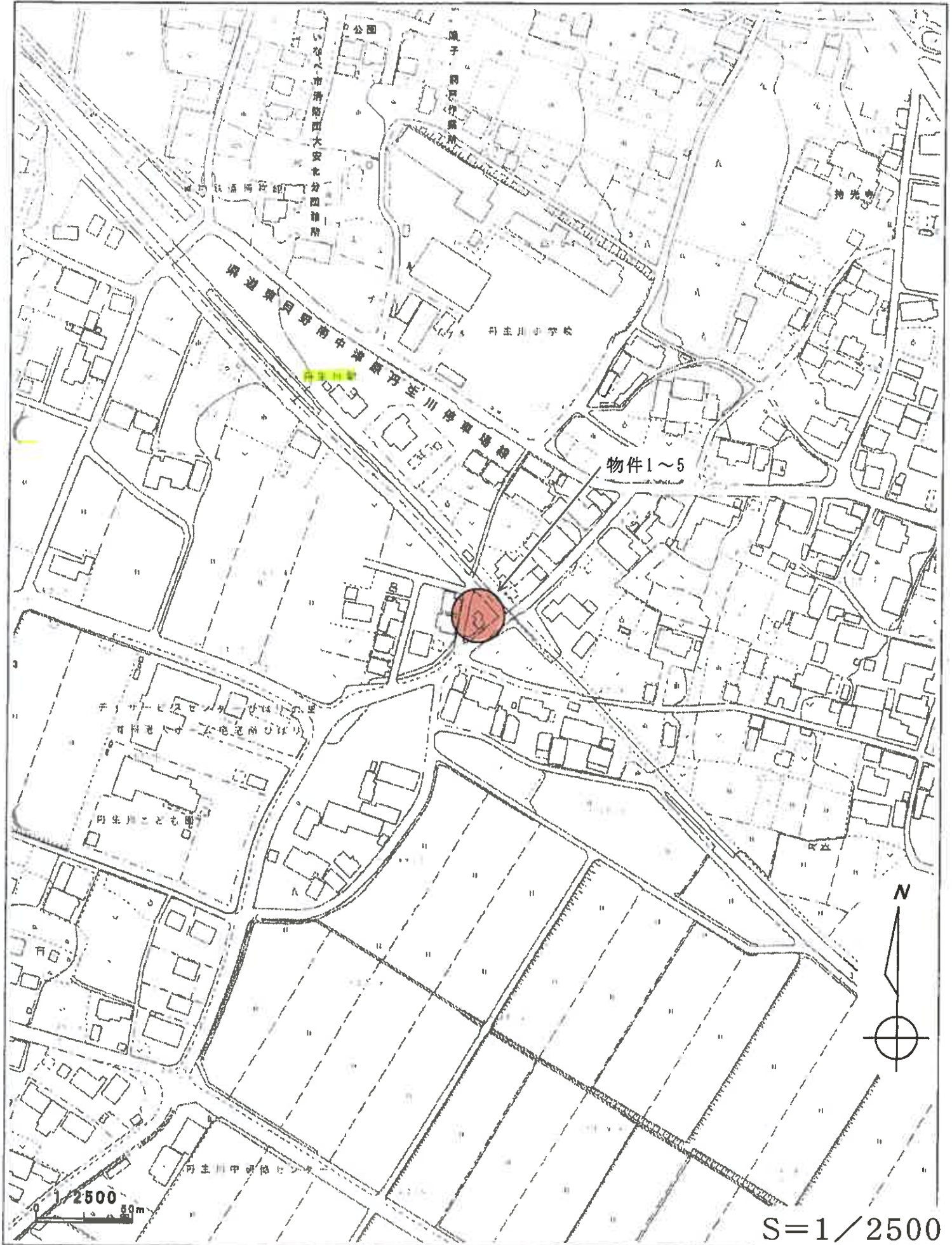


物件1~5

地価調査いなべ-7

S=1/10000

市役所備付・白図

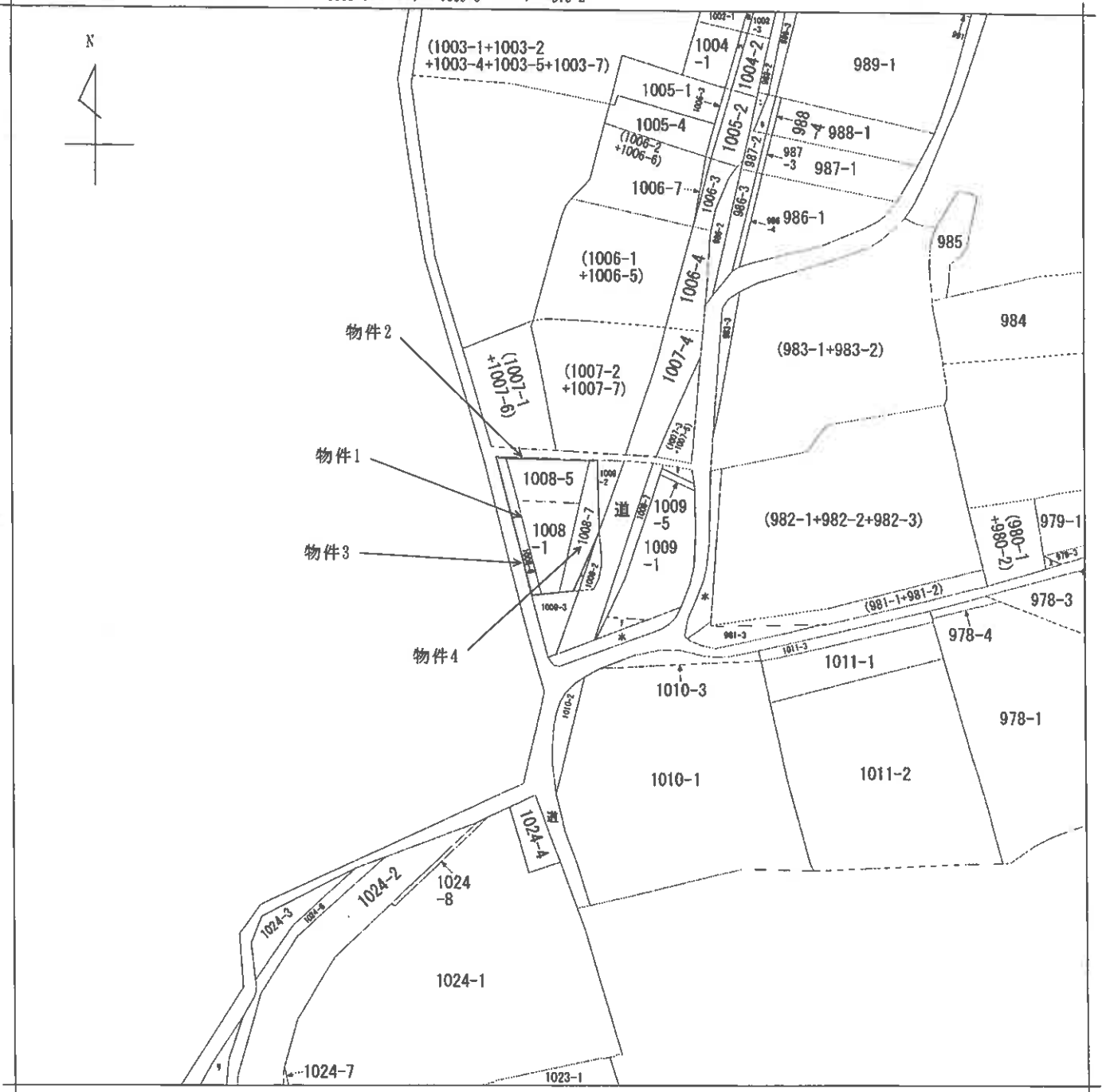


S=1/2500

市役所備付・白図

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています

イ 978-5 ハ 1004-3 ホ 988-3 ト 1009-6 テ 1024-5
 ロ 1002-5 ニ 988-2 ヘ 1008-4 フ 1009-8 テ 979-2



請求部	所在	いなべ市大安町丹生川中宇田尻				地番	1008番1	
出力縮	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

登記年月日：昭和49年11月6日

4025705

前/008-1後 新

地積測量図

番 1008-1

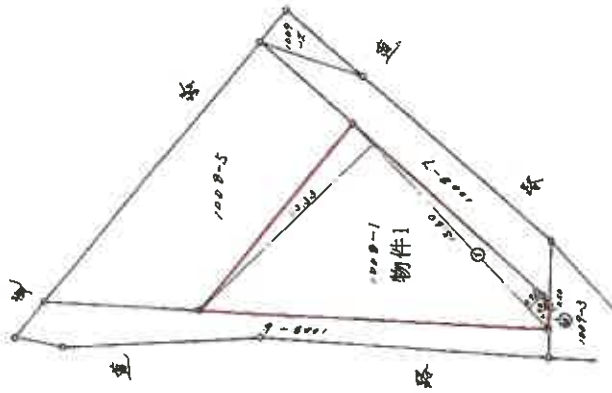
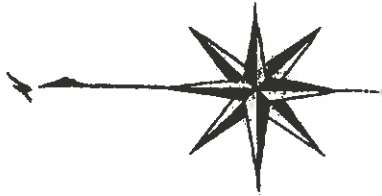
土地の所在 ~~いなべ市大安町~~
いなべ市大安町大安寺丹生川中字田尻

昭和四十九年〇月〇〇日
製作年月日

製作者

申請人

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています



求積

物件1 1008-1

① $15.60\text{m} \times (13.33 + 0.96)\text{m} = 222.9240\text{m}^2$

② $1.90 \times 0.20 = 0.3800$

計 223.3040m^2

1/2 111.6520m^2

地積

物件1 1008-1 111.65m^2

単位 m

縮尺 1/300

(静岡県土地家屋調査士会指定用紙)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(準地方公務員署名支局管轄)

令和7年12月2日

東京法務局中野出張所

登記官

登記年月日：昭和49年10月15日

4025706

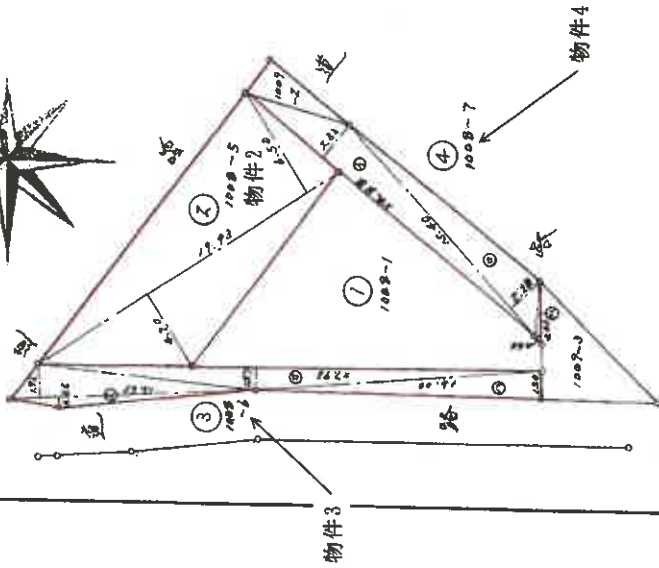
前1008-1後

新

地積測量図

番 1008-5, -6, -7.

所在地
いなべ市大安町
長久保大妻野女子丹生川中宇田尻



求積	物件2	物件3	物件4	地積
① 1008-1 208,260㎡ - (②+③+④)㎡ = 7,4193㎡	① 1008-5 19.93m × (4.70+6.50) m = 223.2160㎡ 1/2 111.6080㎡	① 1008-6 13.65m × (0.65+1.92) m = 33.8520㎡ ② 27.93 × 1.27 = 35.4711 ③ 1600 × 1.50 = 24.0000 計 93.3231㎡ 1/2 46.66155㎡	① 1008-7 20.88m × 2.33m = 48.6504㎡ ② 15.40 × 2.28 = 35.1120 ③ 3.45 × 0.40 = 1.3800 計 85.1424㎡ 1/2 42.5712㎡	① 1008-1 7.41㎡ ② 1008-5 111.60㎡ ③ 1008-6 46.66㎡ ④ 1008-7 42.57㎡

縮尺 1/300 単位 m

(静岡県土地家屋調査士会指定用紙)



この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています

作製年月日 昭和四十九年 〇 月 九 日	作製者 [Redacted]	申請人 [Redacted]
-------------------------	-------------------	-------------------

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(土地方法務民衆名寄局管轄)
令和7年12月2日 東京法務局中野出張所 登記官 [Redacted]

2010057

各階平面図

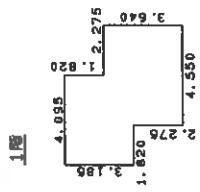
家屋番号 1008番1

建物図面

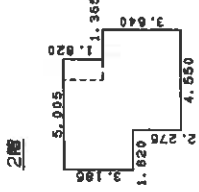
東京都大田区大森南三丁目1008番地1

いなべ市大安町

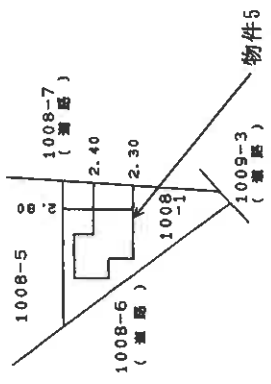
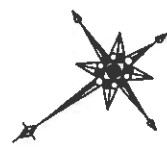
建物の所在



床面積 26.49 m²



床面積 28.15 m²



(単位：m)

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています

附録第八号ノ四



作製者



(平成14年12月17日)

尺 1 / 250

申請人



縮尺

1 / 500

(三重県土地家屋調査士会所属)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(津地方務局案名支店管轄)
令和7年12月2日 東京法務局中野出張所

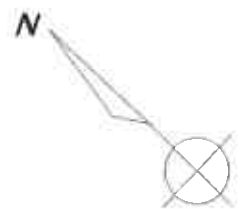
登記簿

間取図

2階



1階



S=1/100

配置図 (概略把握による)

